

財務諸表の承認 各法人比較

	大阪府立病院機構 財務諸表の承認について (第5回病院部会資料 H19.7.30開催)	岡山県精神科医療センター 財務諸表承認 (第6回資料 H20.2.6開催)	那覇市立病院 財務諸表の承認方針 (第3回 H21.1.27)
書類	必要な書類は全て提出されたか。 ・ 財務諸表：貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書 ・ 事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の監査報告書	2書類の提出 (1) 財務諸表 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類 キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書 (2) 業務実績報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見書	(1) 法規性の遵守 必要な書類は全て提出されているか 財務諸表 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書 添付書類 事業報告書、決算報告書、監査の意見
書類の提出	提出期限は遵守されたか。 ・ 当該事業年度の終了後3月以内に提出：6月末日		(1) 法規性の遵守 財務諸表及び添付資料が、事業年度終了後3月以内に提出されているか
書類記載事項の確認	記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。 ・ 表示科目、会計方針、注記等の遺漏の有無 計数は整合しているか。 ・ 合計等の基本的な計数の整合 書類相互間における数値の整合は取れているか。 ・ 主要表と附属明細書との整合、書類相互間の整合等	3留意事項等 (2) 記載事項の精査 表示科目、重要な会計方針、注記等の遺漏の有無 合計等の基本的な計数の整合及び主要表と附属明細書との整合、書類相互間の整合等	(2) 表示内容の適正性 地方独立行政法人会計基準に照らして表示科目等、記載すべき項目について明らかな遺漏はないか 合計等の基本的な計数に明らかな不整合はないか 書類相互間における数値の整合は取れているか
監事・会計監査人意見	監事及び会計監査人の監査報告書に、財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか。 ・ 監査報告書の記載内容を確認	3留意事項等 (1) 考慮すべき意見の確認 監事及び会計監査人の意見内容	(1) 法規性の遵守 監事の監査報告書に、財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか
運営費負担金	運営費負担金に係る会計処理は適正か。 ・ 期間進行基準の適用事業について、全額が適正に収益化されているか。 ・ 費用進行基準の適用事業について、費用の発生額と同額を収益化し、残額は債務として残っているか。	3留意事項等 (3) 運営費交付金に係る会計処理 期間進行基準の適用業務における、全額適正収益化 費用進行基準の適用業務における、費用発生額と同額収益化及び残額の債務	
業務実績の確認	行うべき事業を行っているか。 ・ 事業報告書の確認 ・ 利益及び損失の処理等の遺漏の有無 ・ 短期借入金の限度額超過の有無 ・ 余裕金の不適切な運用の有無 ・ 重要な財産の不適切な処分等の有無	3留意事項等 (4) 業務実績の確認 業務実績報告書の確認 患者数、病床利用率の確認等	
その他			財務諸表は、法規性の遵守及び表示内容の適正性等について評価委員会において確認するものとする。 なお、財務諸表等の数値については監事の監査の対象となっているため、評価委員会における確認は、主要な計数等について行うものとする。

関係法令・規則

地方独立行政法人法

(役員の職務及び権限)

第13条

- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

(事業年度)

第32条 地方独立行政法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 地方独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年の3月31日(1月1日から3月31日までの間に成立した地方独立行政法人にあっては、その年の3月31日)に終わるものとする。

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。)を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第35条 地方独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。

- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

- 第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の承認を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の承認を受けて、これを借り換えることができる。
 - 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
 - 4 設立団体の長は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(余裕金の運用)

- 第43条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券の取得
 - (2) 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金
 - (3) 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。第66条第7項において同じ。）への金銭信託

(財産の処分等の制限)

- 第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の承認を受けなければならない。

神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則

(財務諸表)

- 第10条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。